

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 医療型障害児入所施設で行う場合	(1) 自閉症児の場合	(352 単位)										
	(2) 肢体不自由児の場合	(175 単位)										
	(3) 重症心身障害児の場合	(914 単位)										
ロ 医療型障害児入所施設で有効な目的の支援を行う場合	(1) 自閉症児の場合	(一)最初の60日まで	(420 単位)	× 965/1,000	× 70/100	減算が適用される月から2月目まで × 70/100 3月以上連続して減算の場合 × 50/100	イ 重度障害児支援加算(Ⅰ) 1日につき +165単位 ロ 重度障害児支援加算(Ⅱ) 1日につき +198単位 *別に定める要件に合致する場合 +11単位	1日につき +111単位				
		(二)61日目以降90日まで	(384 単位)									
		(三)91日目以降180日目まで	(352 単位)									
		(四)181日目以降	(319 単位)									
	(2) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(206 単位)									利用者全員について、1日につき5単位を減算
		(二)61日目以降90日まで	(190 単位)									
		(三)91日目以降180日目まで	(175 単位)									
		(四)181日目以降	(160 単位)									
	(3) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,101 単位)									
		(二)61日目以降90日まで	(1,003 単位)									
		(三)91日目以降180日目まで	(914 単位)									
		(四)181日目以降	(825 単位)									
ハ 指定発達支援医療機関で行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(127 単位)										
	(2) 重症心身障害児の場合	(890 単位)										
ニ 指定発達支援医療機関で有効な目的の支援を行う場合	(1) 肢体不自由児の場合	(一)最初の60日まで	(153 単位)									
		(二)61日目以降90日まで	(139 単位)									
		(三)91日目以降180日目まで	(127 単位)									
		(四)181日目以降	(115 単位)									
	(2) 重症心身障害児の場合	(一)最初の60日まで	(1,077 単位)									
		(二)61日目以降90日まで	(979 単位)									
		(三)91日目以降180日目まで	(890 単位)									
		(四)181日目以降	(801 単位)									

※ 令和3年9月30日までの間は、基本報酬について、所定単位数の1,001/1,000に相当する単位数を算定する。

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき360日を限度として 1日につき448単位を加算)
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	(1日につき4単位を加算)
保育職員加配加算 (1日につき20単位を加算)		
地域移行加算 (入所中2回、退所後1回を限度として、500単位を加算)		
小規模グループケア加算 (1日につき240単位を加算)		

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×79/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可 注3 二、市について、令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×58/1,000)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 所定単位×32/1,000)	
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十ハの90/100)	
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき 十ハの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき 所定単位×5/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算との併給不可 注3 令和2年度から継続して算定する場合のみ令和4年3月サービス提供分まで算定が可能
-----------------	----------------------	--

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 所定単位×43/1,000)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 所定単位×39/1,000)	